

Improvement Of Teaching Methods(12)

次期学習指導要領第1部 その1

校長

昨年末12月21日、文部科学省から次期学習指導要領に関する中央教育審議会の答申が出されました。第1部には学習指導要領改訂の基本的な方向性、第2部では各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性が示されていました。副校長より教科ごとに概要等の資料を、回覧資料として配付しましたので、必ず一読してください。

第1部は次のような章立てになっています。

第1章「改訂の経緯と子供たちの現状」

第2章「2030年の社会と子供たちの未来」

第3章「「生きる力」の理念の具体化と教育課程の課題」

第4章「学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」

第5章「何ができるようになるかー育成を目指す資質・能力ー」

第6章「何を学ぶのかー教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成ー」

第7章「どのように学ぶかー各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実ー」

第8章「子供一人一人の発達をどのように支援するのかー子供の発達を踏まえた指導ー」

第9章「何が身に付いたのかー学習評価の充実ー」

第10章「実施するために何が必要かー学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策ー」

この第1部のなかで重要なことは、学習指導要領改訂の方向性が示されているところだと思います。第1章では、前回改訂が教育基本法の改正により明確になった教育の目的や目標を踏まえ子どもたちの「生きる力」をバランス良く育む観点で見直されたことについて記されました。第2章では「生きる力」の育成と学校教育及び教育課程への期待が記され、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実が謳われています。第3章では、その「生きる力」の理念の具体化と教育課題について記されています。第4章では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が謳われ、そのため新しい学習指導要領に向けた「学びの地図」としての枠組みづくりと、カリキュラム・マネジメントの実現、アクティブ・ラーニングの視点を授業改善に向けた取組み「主体的・対話的で深い学び」の実現を求めています。第5章では、資質・能力の三つの柱（「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養）に基づく教育課程の枠組みを整理して何ができるようになるのか、育成を目指す資質・能力を明らかにする必要性を説いています。第6章では、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設(高校の「公共」)や目標・内容の見直しを図り、「何を学ぶか」を構造的に示すこと

が謳われています。また、学習内容の削減は行わないと記されています。第7章では、「どのように学ぶか」を示すため、各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実を図ることが謳われています。また、新しい時代に必要となる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが謳われています。第8章では、子供一人一人の発達を支援するために、学級経営の充実、学習指導と相互に関連づけた生徒指導の充実、キャリア・パスポートの活用を図り、小・中・高を見通したキャリア教育の充実、個に応じた指導を一層重視することが謳われています。さらにインクルーシブ教育システムの構築や、子供の日本語能力に応じた支援の充実も謳われています。第9章では、子供たちに「何が身に付いたのか」を測るため学習評価の充実が謳われ、「カリキュラム・マネジメント」の中で学習評価の改善を位置づけていくことが必要と説かれています。

第10章では実施するために何が必要か、学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策が具体的に示されています。「次世代の学校・地域創生プラン」と連携した教育課程の改善や、カリキュラム・マネジメントの実現をはじめとした教員の資質・能力の向上、「チーム学校」の実現などの指導体制の整備・充実、教材や教育環境の整備・充実が謳われています。さらに社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施についても記されており、特に「高大接続改革」の重要性が謳われています。

